

この表は各年3月31日現在の数である。「第1種」とは利用範囲が地元漁業を主とするもの、「第2種」とは利用範囲が第1種よりも広く第3種に属さないもの、「第3種」とは利用範囲が全国的なもの、「特定第3種」とは「第3種」のうち水産業の振興上特に重要な港で政令（漁港法施行令第2条の2）で定められたもの、「第4種」とは辺りな地域にあり漁船の避難または漁場開発等に特に必要なものをいう。

年, 市 郡	総 数	漁 港 数					市 郡	総 数	漁 港 数				
		第1種	第2種	第3種	特 定 第3種	第4種			第1種	第2種	第3種	特 定 第3種	第4種
昭 和 44 年	74	50	14	7	1	2	銚 子 市	3	1	1	-	1	-
45	74	50	14	7	1	2	鴨 川 市	5	2	2	1	-	-
46	73	49	14	7	1	2							
市 郡	29	19	6	3	1	-	東 葛 飾 郡	1	-	1	-	-	-
市 郡	44	30	8	4	-	2	東 葛 飾 郡	8	7	1	-	-	-
市 郡	1	1	-	-	-	-	安 房 郡	27	18	5	3	-	1
市 郡	1	1	-	-	-	-	夷 隅 郡	5	3	1	1	-	-
市 郡	11	9	1	1	-	-	武 蔵 郡	2	1	-	-	-	1
市 郡	8	5	2	1	-	-	海 上 郡	1	1	-	-	-	-

資 料 漁 港 課 注) 該当のない市郡は省略した。